**「高知県岩石採取に係る協議書記載要領」**

　高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱第１６条に規定する協議による場合は、この要領により作成するものとする。

「岩石採取計画協議書」の記載例様式による。

１　岩石採取場の区域

　（１）「岩石採取の場所」とは、岩石を採取するすべての地番の代表となる地番を記載し、その他の　　　　地番については外○筆と記載のこと。

　（２）「採取する面積」とは、上記（１）に係る実測面積をいう。

　　内訳

　　　　「採取場所」とは、上記（１）に係るすべての地番・地目・面積（実測）・権利の種類（県所　　　　　有他民地、借地、国有地等と記載）を記載のこと。

 「現場事務所」とは、この協議に係る現場事務所があればその所在地を記載のこと。

　　　　　なお、採取に係る地権者等の承諾及び権利の確認等については、協議申請者側において確認し　　　　ている場合は、それに係る土地の登記簿謄本、承諾書等の添付を省略することができる。その場　　　　合には、協議申請者側においてその旨を記載のこと。

　　　　　　「記載例」

　　　　　　　　採取に係る地権者等の承諾及び権利の確認等については、○○土木事務所において確認　　　　　　　しており問題ありません（土地の登記簿謄本及び採取に係る同意書等の添付は省略しま　　　　　　　　す）。

２　採取する岩石の種類及び数量

　（１）「岩石名」とは、砂岩、花崗岩等採石法で定める岩石名を記載のこと。

　（２）「数量」とは、岩石だけではなく廃土石も含んだ全体量を記載のこと。ただし、岩石だけを採取し、廃土石は埋立等（二次使用をしない場合に限る）に使用する場合　　　は、実質的な岩石の量とすること（その場合には、その旨を記載のこと）。

　　　　　　「記載例」

　　　　　　　総採取量（廃土等を含む）

３　採取の期間

　（１）「採取の期間」とは、採取を開始する日（正確には協議了承日）から最終の採取日（工事完了　　　　予定日）を記載のこと。

４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

　（１）「工事名」とは、協議に係る岩石採取に伴う公共工事の発注工事名とすること。

　（２）「発注者」とは、協議に係る公共事業の契約における発注者を記載のこと。

　（３）「工事（採掘）業者」とは、その工事を請け負った業者名を記載のこと。

　（４）「現場責任者」とは、工事を請け負った業者の現場責任者を記載のこと（代表者ではない）。

　（５）「採掘の方法及び手段（使用する機械等）」とは、採掘方法とすれば、階段式採掘、トンネル内　　　採掘、運搬道路式採掘等を。手段とは、機械堀り、シールド工法等を記入し、それに使用する具　　　　体的な機械の名称を記載のこと。

　（６）「火薬類の使用の有無」とは、その工事（採掘）において火薬類を使用するか否かを「有」・「無」　　　として記載のこと。

　（７）「破砕・選別・水洗の有無」とは、採掘に伴い発生した岩石等を現場で細かく破砕・水洗等を　　　　行う場合は「有」、発生した岩石等を加工せずに搬出する等の場合は「無」と記載のこと。

　（８）「運搬機械の方法（採掘場より）」とは、具体的に岩石等を運搬する方法及び機械等の名称を記　　　載のこと。

５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

　（１）「採取場の周辺の３００ｍ以内における土地の利用状況及び公共施設、建物の状況」とは、採　　　　取する区域より周辺３００ｍ以内に位置する鉄道、軌道、道路、水道、港湾、河川、橋、ダム、　　　　かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他公共の用に供する施設をい　　　　い、公共の用に供する施設か否かについては、当該施設の所有権者又は管理権の帰属のいかんに　　　　よるのではなく、一般不特定多数の用に供されるものであるか否かによって判断されます。

　（２）「「予想される災害の態様及び範囲」とその「災害防止の方法・設備（措置）」」とは、工事（採　　　掘）において「予想される災害」の項目において、具体的にその「災害防止の方法及び設備（措　　　　置）」を記載のこと。

　　　　具体的には、

　　　　「土地の崩壊・亀裂又は陥没」

 　 ①当該計画の採掘方法の採用に際し、配慮した事項

　　　　　　②採取しない区域に接した防護策

　　　　　　③表土除去後の防護策　④採掘箇所の点検の方法

　　　　「騒音・振動」

　　　　　　①主な騒音発生源

　　　　　　②騒音抑制措置（建家での被覆、遮音壁、操業時間帯の調整等）

　　　　　　③騒音規制法に基づく指定区域にあっては、その騒音規制基準について

　　　　「粉塵」

　　　　　　①大気汚染防止法に係る施設、構造物とその粉塵防止措置

　　　　　　②その他、粉塵発生源となる作業と粉塵飛散防止措置

　　　　「飛石」・・・火薬類の使用がなければ、この項は未記載

　　　　　　①発破の際の通報

　　　　　　②飛石防止措置

　　　　「廃土石の流出」

　　　　　　①廃土又は廃石の発生量

　　　　　　②堆積場の容積（一時堆積場も含む）

　　　　　　③立地条件（一時堆積場も含む）

　　　　　　④土留施設（一時堆積場も含む）

　　　　　　⑤堆積場へ流入する恐れのある水の排水施設（一時堆積場も含む）

　　　　「汚濁水の流出」

　　　　　　①沢水、山腹水と降雨の雨水による汚濁防止のために設置する施設

　　　　「ダンプの通行」

　　　　　　①１日あたりの平均搬出トン数

　　　　　　②運搬車の台数、能力

　　　　　　③岩石の搬出に際し行う交通安全対策

　　　　　　　・搬出作業時間　・運搬時間中の措置（特に粉塵防止対策）

　　　　　　　・検量方法　・過積載防止（不正改造車への対応、従業員教育を含む）

　　　　　　　・交通事故防止

　　　　「採掘終了時の措置」

　　　　　　①保全区域の土留工事

　　　　　　②残壁及び法面保護

　　　　　　③人に対する危害防止

　　　　　　④植裁

「沈砂池等」・・・上記「汚濁水の流出」との関係

　　　　　　①沈砂池の設置　　設置しない場合は、「汚濁水処理プラント等」を設置のこと。

　　　　　　　　　　　　　　　設置する場合は、その沈砂池の容量、設置数、合計容量、表面積、合　　　　　　　　　　　　　　　計表面積、管理の方法を記載のこと。

６　岩石の賦存の状況

　　工事区域（採取する場所）及びその周辺の地質状況（地形、構造、分布、形態等）及び岩石の賦存状況（走行、傾斜、厚さ等）を記載のこと。また、全体の岩石採取可能量（岩石賦存量）についても記載のこと。

　　詳細なチャート等の添付は必要でなく採取する区域内における構造、分布等を把握している範囲内で記載のこと。また、全体の岩石採取量（廃土石等を除く。純粋に岩石として搬出する数量）を把握しておれば記載のこと。

７　採取する岩石の用途

　（例）「路盤材に使用予定」等具体的に記載のこと。

８　廃土又は廃石の堆積の方法

　　廃土又は廃石の堆積場の所在地（採取場外に堆積場がある場合は、採取場から堆積場までの距離も記入すること）、堆積方法、面積、高さ、法面勾配及び堆積場の立地条件、災害防止の方法（防護措置も含む）を記載のこと。

　・堆積物流出防止措置　・堆積場からの汚濁水流出防止措置

　・堆積場内へ流入するおそれのある排水施設等の状況及び流入するおそれのある水（排水施設沢水、　　　雨水等）の流入防止措置

　・廃土、廃石の処理方法　・堆積場の残容量（転圧する場合は、その変化率を乗じた数量）

　・廃土、廃石を場外へ搬出する場合は、埋立用地の確保状況及び埋立容量について記載すること。

　　堆積場については、一時的又は長期的に行う場合を問わずすべての堆積場が採取計画により規制さ　　れるので、位置の選定に十分注意し、土留施設、堆積方法等も基準書に準じて計画すること。

　なお、堆積場が未定等の場合は、

　（例）

　　　堆積場については、採取した岩石（廃土石を含む）を一括して入札で決めるので、落札業者が堆　　　積場を確保することとなります。

　　　また、採石法に基づき岩石採取認可を受けている業者が落札した場合は、現に認可を受けている　　　採取場以外の場所を堆積場として確保するように指導します。

　　　なお、これに係る堆積場は、降雨又は堆積における崩壊・流出等による災害等が発生しないよう　　　に、当事務所が指導を行い災害等の防止に努めるものとします。

［添付書面］省略